

(学校保健法施行規則の一部改正)

第十三条 学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、同項第二号及び第三号中、並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第五条第六項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条第一項第五号中、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第二十六条第一項中、「特殊教育諸学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ)」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改め、同条第二項中、「特殊教育諸学校」を特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第二十八条中、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

付録中、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第六号様式から第十号様式までの規定中、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則(昭和三十三年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第二条第三項中、「学校教育法」の下に、「昭和二十二年法律第二十六号」を加え、同項の次に次の二項を加える。

4 法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる日とする。

一 新築又は増築を行う年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日

二 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日

5 法第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる日とする。

一 新築又は増築を行う年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日

二 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日

第六条第一項中、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条中、「昭和五十七年」を「昭和五十三年」に改める。

(私立学校教職員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十六年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。)

附則第四項中、「養護学校」を「若しくは養護学校(それぞれ学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。)」に、「同法」を「私立学校法」に、私立学校法施行の「を」同法施行の「に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正)

第十六条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和二十九年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(注)の1中、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同様式(注)の2を次のように改める。

2 「教科用図書の区分」欄は、「小学部視覚障害者用」、「小学部聴覚障害者用」、「小学部知的障害者用」、「中学部視覚障害者用」、「中学部聴覚障害者用」、「中学部知的障害者用」又は「一般図書」のいずれかを記載すること。

(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令(昭和四十一年文部省令第一号)の一部を次のように改正する。)

第十七条 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令(昭和四十一年文部省令第一号)の一部を次のように改正する。

特別支援学校の高等部の学科を定める省令

第一条中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「それぞれ」を削る。

第二条第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「それぞれ」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第二項及び第四項を削る。

2 特別支援学校の高等部の専門教育を主とする学科は、次の表に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 家庭に関する学科 二 音楽に関する学科 三 理療に関する学科 四 理学療法に関する学科
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科 七 歯科技工に関する学科
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科 七 歯科技工に関する学科

(就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部改正)

第十八条 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和四十一年文部省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「心身の故障」を「障害」に改める。

第八条第三項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)」に改める。

別記第二号様式中、「ひびき好楽」を「福囀」に改める。